

恵庭市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第6号

恵庭市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

恵庭市建築基準法施行細則（平成11年規則第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第2条 この規則は、法第97条の2第1項及び第4項 _____ の規定により、特定行政庁たる市長(以下「市長」という。)及び<u>恵庭市の建築主事</u> _____ (以下「<u>建築主事</u>」という。)が行う事務及びその事務に伴う建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)について適用する。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第2条 この規則は、法第97条の2第1項、<u>第2項及び第5項</u>の規定により、特定行政庁たる市長(以下「市長」という。)及び<u>恵庭市の建築主事及び建築副主事</u>(以下「<u>建築主事等</u>」という。)が行う事務及びその事務に伴う建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)について適用する。</p> <p>（<u>工事監理者の表示</u>）</p> <p>第3条 <u>建築主は、法第5条の6第1項に規定する工事をする場合には、省令第11条に規定する様式に、工事監理者たる建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。)の名称、登録番号及び氏名を表示するものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>(申請書の作成)</p> <p>第3条 市長又は<u>建築主事</u>に提出する確認申請書(計画変更確認申請書を含む。以下同じ。)、計画通知書_____、完了検査申請書、工事完了通知書又は許可申請書_____</p> <p>_____は、政令第1条第1号に規定する敷地ごとに作成しなければならない。</p>	<p>(申請書の作成)</p> <p>第4条 市長又は<u>建築主事等</u>に提出する確認申請書(計画変更確認申請書を含む。以下同じ。)、計画通知書(<u>計画変更通知書を含む。以下同じ。</u>)、完了検査申請書、工事完了通知書又は許可申請書<u>又は認定申請書(法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の6第2項の規定に係るものを除く。)</u>は、政令第1条第1号に規定する敷地ごとに作成しなければならない。</p>
<p>(確認申請書等の添付書類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第86条の7に規定する建築物について増築<u>又は改築</u>_____をする場合における確認申請書又は計画通知書には、別記第2号様式の既存建築物実態調書を添付しなければならない。</p>	<p>(確認申請書等の添付書類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第86条の7に規定する建築物について増築、<u>改築、大規模の修繕又は大規模の模様替</u>をする場合における確認申請書又は計画通知書には、別記第2号様式の既存建築物実態調書を添付しなければならない。</p>
<p>(添付すべき図書の省略)</p> <p>第5条 <u>省令第3条第1項の規定による構造詳細図を添付することとされている工作物に係る確認の申請をする場合において、当該申請に係る設計図書が建築士の作成したものであり、かつ、当該構造詳細図に示すべき事項を側面図又は縦断面図に示してあるときは、当該構造詳細図の添付を省略することができるものとする。</u></p>	
<p>(建築物の建築に関する確認の特例)</p> <p>第6条 <u>政令第13条の2第3号ハ又は第4号ハの規定により、条例の規定のうち規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。</u></p> <p>(1) <u>政令第13条の2第3号に規定する建築物</u> <u>条例第11条、第12条、第17条、第35条</u></p>	

現行	改正案
<p>第2項及び第3項並びに第36条の規定</p> <p>(2) <u>政令第13条の2第4号に規定する建築物</u> <u>条例第9条、第11条、第12条、第17条第</u> <u>1項及び第3項、第25条、第30条、第35条</u> <u>第3項(第3号は除く。)</u>並びに第44条の規定</p> <p>(名義変更、取下届及び取りやめ届)</p> <p>第7条 許可 _____</p> <p>_____又は確 認を受けた建築主 _____</p> <p>_____は、 法第7条第5項(_____法第88条第 1項において準用する場合を含む。)に規定す る検査済証の交付を受ける前に(応急仮設建 築物及び仮設建築物に係る許可の場合にあ っては、その期間の満了する前)にその名義 を変更したときは、遅滞なく、新たに建築主 _____となった者と連署の上、別記第3号様式 の名義変更届出書を当該許可又は確認をした 市長又は建築主事 _____ _____に提出しなければな らない。</p> <p>2 建築主 _____は、申請中の許可、認定、指定又は 確認申請を _____</p> <p>_____取り下げる場合にあつては、別記第4号様 式の下取届出書を当該許可等又は確認申請 を提出した市長又は建築主事 _____ _____に提出しなけ ればならない。</p> <p>3 建築主 _____は、許可又は確認を受けた行為を 取りやめたときは、遅滞なく、別記第5号様 式の下取届出書を _____を当該許可又は 確認をした市長又は建築主事 _____に提出しな ければならない。</p> <p>4 第1項又は第3項の届出書を提出する場合</p>	<p>(名義変更届、取下届及び取りやめ届)</p> <p>第6条 許可、認定(法第86条第1項若しくは第2 項又は法第86条の2第1項の規定による認定 を除く。以下この項において同じ。)又は確 認を受けた建築主、建築設備の設置者又は工 作物の築造主(以下「建築主等」という。)は、 法第7条第5項(法第87条の4又は法第88条第 1項において準用する場合を含む。)に規定す る検査済証の交付を受ける前に(応急仮設建 築物及び仮設建築物に係る許可の場合にあ っては、その期間の満了する前)にその名義 を変更したときは、遅滞なく、新たに建築主 等となった者と連署の上、別記第3号様式 の名義変更届出書正副2通を、許可又は認定に 係る場合にあつては市長に、確認に係る場合 にあつては建築主事等に提出しなければな らない。</p> <p>2 建築主等は、許可、認定、指定又は確認を 受けようとして提出した申請書を当該許可 等の通知書又は確認済証の交付を受ける前 に取り下げる場合にあつては、別記第4号様 式の下取届出書正副2通を、許可、認定又は 指定に係る場合にあつては市長に、確認に係 る場合にあつては建築主事等に提出しなけ ればならない。</p> <p>3 建築主等は、許可又は確認を受けた行為を 取りやめたときは、遅滞なく、別記第5号様 式の下取届出書正副2通を当該許可又は 確認をした市長又は建築主事等に提出しな ければならない。</p> <p>4 第1項又は前項の届出書を提出する場合</p>

現行	改正案
<p>は、従前の許可通知書_____又は確認済書を添付しなければならない。</p>	<p>は、従前の許可通知書、認定通知書又は確認済書を添付しなければならない。</p>
<p>(違反建築物の公告)</p>	<p>(違反建築物の公告)</p>
<p><u>第8条 法第9条第13項の標識</u> _____は、 別記第6号様式によるものとする。</p>	<p><u>第7条 法第9条第13項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)</u>に規定する標識は、 別記第6号様式によるものとする。</p>
<p>(道路の位置の指定の申請)</p>	<p>(道路の位置の指定の申請等)</p>
<p><u>第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする場合又は当該指定を受けた道路の位置を変更し、若しくは当該道路を廃止しようとする場合は、別記第7号様式の道路の位置の指定(変更・廃止)申請書正副2通によらなければならない。</u></p>	<p><u>第8条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする場合又は当該指定を受けた道路の位置を変更し、若しくは当該道路を廃止しようとする場合は、別記第7号様式の道路の位置の指定(変更・廃止)申請書正副2通を提出しなければならない。</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(建築物の建築等に係る許可_____申請)</p>	<p>(建築物の建築等に係る許可又は認定の申請)</p>
<p><u>第10条 法第85条第3項又は第4項の_____許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第1項の規定による許可申請書正副2通に、省令第1条の3第1項の表の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図並びに市長が別に定める書類を添付しなければならない。</u></p>	<p><u>第9条 法第85条第3項若しくは第6項又は法第87条の3第3項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第1項の規定による許可申請書正副2通に、省令第1条の3第1項の表の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図並びに市長が別に定める書類を添付しなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
	<p>3 <u>法第43条第2項第1号、法第86条の6第2項又は政令第137条の12第11項若しくは第12項の規定による認定を受けようとする場合は、認定申請書正副2通に、省令第1条の3第1項の表1の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、断面図その他市長が必要と認める図書又は書面を添付しなければ</u></p>

現行	改正案
<p>(許可内容等の変更)</p> <p><u>第11条</u> 前条の許可又は</p> <hr/> <p style="text-align: right;">法第86条第1項、第2項若しくは 法第86条の2第1項の</p> <hr/> <p style="text-align: right;">認定を受けた建築物について、当該許可等に係る内容を変更しようとする者は、別記第9号様式の許可等内容変更承認申請書正副2通に、変更前の許可等 通知書及びその変更内容を明らかにした設計図書を添付して市長に提出し、当該変更部分について承認を受けなければならない。ただし、設計図書の記載事項に変更がない場合は、当該設計図書の添付を要しない。</p> <p>2 法第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により確認を受けた建築物等について、工事の完了の前に当該確認に係る内容に関し、法第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により計画の変更に係る確認を要する変更以外の変更をしようとする者 は、別記第10号様式の確認を受けた内容の変更届出書正副2通に、変更前の建築物等に係る確認済証、変更内容を明らかにした設計図書及び建築計画概要書を添付して、建築主事に提出しなければならない。ただし、設計図書又は建築計画概要書の</p>	<p>らない。</p> <p>4 法第86条の8第1項若しくは第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)又は法第87条の2第1項の規定による認定を受けようとする場合は、認定申請書に既存建築物実態調査その他市長が必要と認める図書又は書面を添付しなければならない。</p> <p>(許可内容等の変更)</p> <p><u>第10条</u> 法第85条第3項若しくは第6項若しくは法第87条の3第3項若しくは第6項の規定による許可又は法第43条第2項第1号、法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項、法第86条の6第2項若しくは政令第137条の12第11項若しくは第12項の規定による認定を受けた建築物について、当該許可等に係る内容を変更しようとする者は、別記第9号様式の許可等内容変更承認申請書正副2通に、変更前の許可又は認定の通知書及びその変更内容を明らかにした設計図書を添付して市長に提出し、当該変更部分について承認を受けなければならない。ただし、設計図書の記載事項に変更がない場合は、当該設計図書の添付を要しない。</p> <p>2 法第6条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により確認を受けた建築物等について、工事の完了の前に当該確認に係る内容に関し、法第6条第1項 の規定により計画の変更に係る確認を要する変更以外の変更をしようとする建築主等は、別記第10号様式の確認を受けた内容の変更届出書正副2通に、変更前の建築物等に係る確認済証、変更内容を明らかにした設計図書及び建築計画概要書を添付して、建築主事に提出しなければならない。ただし、設計図書又は建築計画概要書の</p>

現行
記載事項に変更がない場合は、これらの図書の添付を要しない。
第12条 (略)
(不適合建築物等の届出)
第13条 既存の建築物(現に工事中のものを含む。)又は当該建築物の部分が用途地域、若しくは準防火地域に関する都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画の決定又は変更により 法第48条第1項から第12項 、 法第52条第1項若しくは第5項 又は 法第62条第1項 の規定に適合しなくなった場合は、当該建築物の所有者又は管理者は、当該決定又は変更の日(現に工事中の建築物又は建築物の部分に係る場合にあつては、当該工事の完了の日)における当該建築物又は建築物の部分の状況を別記第12号様式の届出書により、市長に届けなければならない。
別記第1号様式(第4条、第10条関係)

別記第1号様式(第4条、第10条関係)

(表)

工 業 用 建 築 物 調 査			
地 区 名	工 事 種 別	新築、増築、修繕、増設、移築、用途変更、その他	
種 別 記 号	防火地域	防火地域 防火、準防火、指定なし	
用 途 地 域	防火地域 防火、準防火、指定なし		
上 場 調 査			
敷地面積	申請部分の割合	合計	申請部分以外の割合
建築面積	申請部分	合計	申請部分以外の割合
延べ面積			
要 素	取 扱 名	製 品 名	
申請部分の用途			
作業方法			
石 炭 物 資 源 化 調 査 法 に 基 づ いて の 調 査			
取 扱 名	機 械 の 種 別	台 数	出力(KW)
新 設			
改 修			
小 計			
取 扱 名			
改 修			
小 計			
合 計			

改正案
記載事項に変更がない場合は、これらの図書の添付を要しない。
第11条 (略)
(不適合建築物等の届出)
第12条 既存の建築物(現に工事中のものを含む。)又は当該建築物の部分が用途地域、若しくは準防火地域に関する都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画の決定又は変更により 法第48条第1項から第13項まで 、 法第52条第1項若しくは第7項 、 法第59条第1項又は法第61条第1項 の規定に適合しなくなった場合は、当該建築物の所有者又は管理者は、当該決定又は変更の日(現に工事中の建築物又は建築物の部分に係る場合にあつては、当該工事の完了の日)における当該建築物又は建築物の部分の状況を別記第12号様式の届出書により、市長に届けなければならない。
別記第1号様式(第5条、第9条関係)

別記第1号様式(第5条、第9条関係)

(表)

二 次 産 品 調 査			
地 区 名	工 事 種 別	新築、増築、修繕、増設、移築、用途変更、その他	
種 別 記 号	防火地域	防火地域 防火、準防火、指定なし	
用 途 地 域	防火地域 防火、準防火、指定なし		
二 次 産 品 調 査			
敷地面積	申請部分の割合	合計	申請部分以外の割合
建築面積	申請部分	合計	申請部分以外の割合
延べ面積			
要 素	取 扱 名	製 品 名	
申請部分の用途			
作業方法			
石 炭 物 資 源 化 調 査 法 に 基 づ いて の 調 査			
取 扱 名	機 械 の 種 別	台 数	出力(KW)
新 設			
改 修			
小 計			
取 扱 名			
改 修			
小 計			
合 計			

現行

別記第3号様式(第7条関係)

別記第3号様式(第7条関係)

名称変更届出書 年 月 日

所在地

建設工事 住所
名称
変更届出 住所
氏名

次のとおり名称変更をしたので、建設省建築基準法施行規則第5条第1項の規定により、届け出ます。

建設位置	
建設又は許可年月日番号	
名称変更年月日	
理由	
申請付帯	申請書類
	受理年月日
	課長・職氏名

注1 建設位置文字可変部分を添付すること。
注2 申請欄は、記入しないこと。

改正案

別記第3号様式(第6条関係)

別記第3号様式(第6条関係)

名称変更届出書 年 月 日

所在地

建設工事 住所
名称
変更届出 住所
氏名

次のとおり名称変更をしたので、建設省建築基準法施行規則第5条第1項の規定により、届け出ます。

建設位置	
建設又は許可年月日番号	
名称変更年月日	
理由	
申請付帯	申請書類
	受理年月日
	課長・職氏名

注1 建設位置文字可変部分を添付すること。
注2 申請欄は、記入しないこと。

別記第4号様式(第7条関係)

別記第4号様式(第7条関係)

取下届出書 年 月 日

建設工事 住所
氏名

さきに建設(許可・認定・指定)を受けたとして提出した次の建築物(工務体)の申請を取り下げますので、建設省建築基準法施行規則第7条第2項の規定により、届け出ます。

建設位置	
工事用途	
理由	
申請付帯	申請書類
	受理年月日
	課長・職氏名

注 申請欄は、記入しないこと。

別記第4号様式(第6条関係)

別記第4号様式(第6条関係)

取下届出書 年 月 日

建設工事 住所
氏名

さきに建設(許可・認定・指定)を受けたとして提出した次の建築物(工務体)の申請を取り下げますので、建設省建築基準法施行規則第7条第2項の規定により、届け出ます。

建設位置	
工事用途	
理由	
申請付帯	申請書類
	受理年月日
	課長・職氏名

注 申請欄は、記入しないこと。

現行

別記第5号様式(第7条関係)

別記第5号様式(第7条関係)

取りやめ届出書 年 月 日

種 別

建築士 住所
氏 名

さきに建築(設計)を受けた次の建築物(工作物)は、建築(構造)を取りやめたので、建設市町村建築士会(建設士会)第7号の様式により、届け出ます。

建築位置	
建築又は許可年月日番号	
理由	

建築位置	建築理由
	受理年月日
	建築士会

- 注) 建築又は許可の届出を併せてすること。
2) 申請書は、記入しないこと。

改正案

別記第5号様式(第6条関係)

別記第5号様式(第6条関係)

取りやめ届出書 年 月 日

種 別

建築士 住所
氏 名

さきに建築(設計)を受けた次の建築物(工作物)は、建築(構造)を取りやめたので、建設市町村建築士会(建設士会)第6号の様式により、届け出ます。

建築位置	
建築又は許可年月日番号	
理由	

建築位置	建築理由
	受理年月日
	建築士会

- 注) 建築又は許可の届出を併せてすること。
2) 申請書は、記入しないこと。

別記第6号様式(第8条関係)

別記第6号様式(第8条関係)

種 別(標記として不記とする)

建築士会による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の氏 名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第1条第1項の規定に基づき命令したものである。

年 月 日

〔注 意〕

- この標記は、建築基準法第9条第1項の規定に基づき設置したものである。
- この標記を掲げた場合は、公文書受領部にて取付られることがある。
- 標記 水消 水消 電気 電気 本署者に通知した。ガス ガス 本署者に通知した。

たて60センチメートル
よこ45センチメートル

別記第6号様式(第7条関係)

別記第6号様式(第7条関係)

種 別(標記として不記とする)

建築士会による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の氏 名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第1項の規定に基づき命令したものである。

年 月 日

〔注 意〕

- この標記は、建築基準法第9条第1項の規定に基づき設置したものである。
- この標記を掲げた場合は、公文書受領部にて取付られることがある。
- 標記 水消 水消 電気 電気 本署者に通知した。ガス ガス 本署者に通知した。

たて60センチメートル
よこ45センチメートル

現行

別記第7号様式(第9条関係)その1

別記第7号様式(第9条関係)その1

道庁の位置の指定(変更・廃止)申請書

道庁所在地(第5条第1項第5号の規定による道庁の位置の指定(変更・廃止)を申請します。この申請書及び添付書類は道庁の所在地、名称に相違ありません。

年月日

申請書の住所	申請人氏名
1 申請者の住所氏名	
2 申請の理由	
3 関係施設	
4 道庁の幅員	□ □ □ □ □ □
5 道庁の延長	□ □ □ □ □ □
6 関係施設	
7 備考 この書類の上記事項の位置の指定(指定変更・指定廃止)を承認します。	
(1) 申請者の住所氏名	印
(2) 申請使用権者の住所氏名	印
(3) 地籍簿又は工作物所在簿の住所氏名	印
(4) 関係施設の住所氏名	印
※ 全付欄	
年月日	年月日
第 号	第 号
役員・職氏名	役員・職氏名

- 注: 1 添付については、併記に記入のこと。
 2 残りのについては、適宜用紙を添付して記入のこと。
 3 関係証明書を添付すること。
 4 不明欄は、記入しないこと。

改正案

別記第7号様式(第8条関係)その1

別記第7号様式(第8条関係)その1

道庁の位置の指定(変更・廃止)申請書

道庁所在地(第5条第1項第5号の規定による道庁の位置の指定(変更・廃止)を申請します。この申請書及び添付書類は道庁の所在地、名称に相違ありません。

年月日

申請書の住所	申請人氏名
1 申請者の住所氏名	
2 申請の理由	
3 関係施設	
4 道庁の幅員	□ □ □ □ □ □
5 道庁の延長	□ □ □ □ □ □
6 関係施設	
7 備考 この書類の上記事項の位置の指定(指定変更・指定廃止)を承認します。	
(1) 申請者の住所氏名	印
(2) 申請使用権者の住所氏名	印
(3) 地籍簿又は工作物所在簿の住所氏名	印
(4) 関係施設の住所氏名	印
※ 全付欄	
年月日	年月日
第 号	第 号
役員・職氏名	役員・職氏名

- 注: 1 添付については、併記に記入のこと。
 2 残りのについては、適宜用紙を添付して記入のこと。
 3 関係証明書を添付すること。
 4 不明欄は、記入しないこと。

別記第7号様式(第9条関係)その2

別記第7号様式(第9条関係)その2

道庁指定(行先見取図、地図)申請書

申請書の住所	申請人氏名
1 申請者の住所氏名	
2 申請の理由	
3 関係施設	
4 道庁の幅員	□ □ □ □ □ □
5 道庁の延長	□ □ □ □ □ □
6 関係施設	
7 備考 この書類の上記事項の位置の指定(指定変更・指定廃止)を承認します。	
(1) 申請者の住所氏名	印
(2) 申請使用権者の住所氏名	印
(3) 地籍簿又は工作物所在簿の住所氏名	印
(4) 関係施設の住所氏名	印
※ 全付欄	
年月日	年月日
第 号	第 号
役員・職氏名	役員・職氏名

(用紙寸法 日本製規格等)

別記第7号様式(第8条関係)その2

別記第7号様式(第8条関係)その2

道庁指定(行先見取図、地図)申請書

申請書の住所	申請人氏名
1 申請者の住所氏名	
2 申請の理由	
3 関係施設	
4 道庁の幅員	□ □ □ □ □ □
5 道庁の延長	□ □ □ □ □ □
6 関係施設	
7 備考 この書類の上記事項の位置の指定(指定変更・指定廃止)を承認します。	
(1) 申請者の住所氏名	印
(2) 申請使用権者の住所氏名	印
(3) 地籍簿又は工作物所在簿の住所氏名	印
(4) 関係施設の住所氏名	印
※ 全付欄	
年月日	年月日
第 号	第 号
役員・職氏名	役員・職氏名

(用紙寸法 日本製規格等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の恵庭市建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の恵庭市建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。